

品川介護福祉専門学校 学 則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、学校教育法及び、社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、社会福祉専門課程を設置し、介護に関する専門的知識及び技術を習得し、高齢社会において心豊かな責務ある福祉の担い手として貢献し得る人材の育成を目的とする。

(名称)

第2条 本校は、品川介護福祉専門学校と称する。

(位置)

第3条 本校の位置を、東京都品川区西品川1丁目28番3号に置く。

第2章 課程、学科、修業年限、定員及び休業日

(課程・学科・修業年限・定員)

第4条 本校の課程、学科、修業年限、定員は次のとおりとする。

昼夜の別	課 程 名	学 科 名	修業年限	入学定員	総定員	学級数
昼 間	社会福祉専門課程	介護福祉学科	2 年	40人	80人	1
計				40人	80人	1

(学年・学期の始期、終期)

第5条 本校の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第6条 本校の休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 土曜日

(3) 国民の祝日に関する法律で規定する日

(4) 夏期休業 8月1日から8月31日まで

(5) 冬期休業 12月23日から翌年1月7日まで

(6) 春期休業 3月20日から3月31日まで

(7) 開校記念日 3月16日

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休業日に授業を行うことがある。

3 非常災害その他急迫の事情があるときは、臨時に授業を行わないことがある。

第3章 教育課程、授業時数及び教職員組織

(教育課程・授業時数)

第7条 本校の教育課程及び授業時数は、別表1のとおりとする。

(授業時数の単位数への換算)

第7条の2 本校教育課程の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

- (1) 講義については、15時間をもって1単位とする。
- (2) 演習については、30時間をもって1単位とする。
- (3) 実習については、45時間をもって1単位とする。ただし、家政学実習については、上記(2)の演習に準じ、30時間をもって1単位とする。

(入学年度による経過措置)

第7条の3 平成20年度入学生の教育課程及び授業時数は、別表2のとおりとする。

第7条の4 平成19年度以前の入学生の教育課程及び授業時数は、別表3のとおりとする。

第7条の5 平成19年度以前の入学生の教育課程及び授業時数については、第7条の2の規定を適用しない。

(入学前の既履修科目の認定)

第7条の6 他の介護福祉士養成施設(別に定めるものに限る。)において履修した科目は、学生からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該他の養成施設のシラバス等により評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、総授業時数の2分の1以内で、本校における授業科目の履修に代えることができる。

2 他資格に係る養成を行う学校等(別に定めるものに限る。)において履修した科目は、学生からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を当該学校等のシラバス等により評価し、本校の教育内容に相当するものと認められる場合には、別表1の介護の領域に係る授業科目を除き、本校における授業科目の履修に代えることができる。

3 前2項により、本校における授業科目の履修に代えることができる授業時数は、合わせて本校教育課程の修了に必要な総授業時数の2分の1以内とする。

4 入学前の既履修科目認定の具体的な取扱いについては、専修学校設置基準(昭和51年1月10日文科省令第2号)の定める範囲において別に定める。

(始業・終業時刻)

第8条 本校の始業及び終業時刻は、次のとおりとする。

始業時刻 午前9時

終業時刻 午後4時10分

(教職員組織)

第9条 本校に次の教職員を置く。

- (1) 校長 1名
- (2) 教員 3名以上
- (3) 講師 20名以上
- (4) 事務職員 2名以上
- (5) 校医 1名

2 校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

(教職員会)

第10条 校長は、教員及び職員をもって教職員会を組織する。

2 教職員会は、校長が議長となり次の事項について協議する。

- (1) 学生の教育、指導に関する事項
- (2) 学術の研究並びに向上に関する事項

- (3) 教育上必要な施設、設備に関する事項
- (4) 学習の評価及び学生の進退に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

第4章 入学、休学、退学、卒業及び賞罰

(入学資格)

第11条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部大臣の指定した者
- (3) 文部大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして指定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により、文部大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) 修業年限が3年以上の専修学校の高等課程を修了した者
- (7) その他、本校において、高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認めたる者

(入学時期)

第12条 本校への入学時期は、毎年4月1日とする。

(入学手続・許可)

第13条 本校の入学手続きは、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書、その他の書類に必要事項を記載し、第23条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出席しなければならない。
- (2) 前号の手続を終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。
- (3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から指定期日までに第23条に定める入学金を添えて手続きをとらなければならない。

(転入学の禁止)

第14条 本校への転入学はこれを許可しない。

(休学・復学)

第15条 学生が疾病その他やむを得ない事由によって、20日以上休学する場合は、その事由を記載した書類及び診断書を提出して、校長の許可を受けなければならない。

2 前項の者が復学をしようとする場合は、届け出て、復学することができる。

(退学)

第16条 退学をしようとする者は、その事由を記載した書類を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(修了の認定)

第17条 校長は、教育課程の定めるところにより各学年ごとに修了すべき学科目について試験を行い、合格者に対して当該学科目の修了を認定する。ただし、実習については、実習の成績によって修了を認定することができる。

2 つぎの者については、修了を認定しないものとする。

- (1) 出席時間数が「教育課程」に定める時間数の3分の2に満たない者
- (2) 介護実習の出席時間数が「教育課程」に定める時間数の5分の4に満たない者

3 修了未認定者の扱いについては、別に定める。

(卒業時共通試験)

第18条 前条により、本校所定の課程を修了した者に対し、卒業時共通試験を行う。

2 卒業時共通試験は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

(卒業)

第19条 本校所定の課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

(専門士)

第20条 前条により、本校所定の課程を修了した者には、専門士(社会福祉専門課程)の称号を授与する。

(褒賞)

第21条 成績、性行ともに優れ、他の模範となる者には、褒賞することがある。

(懲戒)

第22条 学生がこの学則、その他本校の定める諸規則を守らず、学生としての本分に反する行為があったときは、懲戒処分を行うことができる。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行うものとする。

(1) 性行不良で、改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力、技術習得劣等で成績の向上および成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席が常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

第5章 入学金、授業料、その他

(納入金)

第23条 本校の入学金、授業料等は次のとおりとする。

(1) 入学検定料 13,000円

(2) 入学金 150,000円

(3) 授業料(年額) 600,000円

(4) 実習費(2年間) 250,000円

2 前項を含め、その他教材費などの徴収に関することについては、別に定める。

(納入及び納入の特例)

第24条 学生がその在籍中は、出席の有無にかかわらず授業料を所定の期日までに、納入しなければならない。

2 学生が休学したときは、前項の規定にかかわらず、休学期間中の授業料を免除することがある。

3 特別の事由がある場合は、別に定めるところにより、授業料の全部又は一部を減免することがある。

(滞納)

第25条 正当な理由がなく、かつ、所定の手続きを行わずに授業料を3か月以上滞納し、その後においても納入の見込みがないときは退学を命ずることがある。

(納入金の還付)

第26条 すでに納入した入学検定料、入学金、授業料及び実習費について、入学式の日までに入学を辞退した場合は、入学検定料、入学金を除き返還する。

(健康診断)

第27条 健康診断は、毎年1回、別に定めるところにより実施する。

付 則

1. この学則は、平成7年4月1日から施行する。
2. この学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

付 則

1. この学則は、平成7年11月1日から施行する。

付 則

1. この学則は、平成9年3月1日から施行する。

付 則

1. この学則は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定については、平成10年度生から適用する。

付 則

1. この学則は、平成11年11月1日から施行する。

付 則

1. この学則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第7条の規定については、平成12年度生から適用する。

付 則

1. この学則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

1. この学則は、平成21年4月1日から施行する。